

大分市自治基本条例検討委員会
第9回 市民参加・まちづくり部会

平成22年 6月 9日(水) 9:30から
大分市役所 第2庁舎6階 教育委員室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の検討について

(2) その他

「市民参加・まちづくり部会」検討項目条文案(たたき台)の修正について

検討項目 : 都市内分権・地域自治区

【条文案(H22.3.31提示)】

(都市内分権)

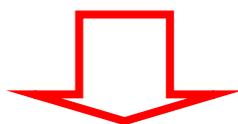
第 条 市は、市民協働によるまちづくりを推進するために、地域のことは地域に関係する住民が考え、責任を持って課題を解決することができる体制づくりなど、都市内分権の実現に向けた取り組みを推進するよう努めなければならない。

【第8回部会(H22.5.13)での意見等(抜粋)】

- ・「地域のことは地域に関係する住民が考え、責任を持って課題を解決する」という表現がとても冷たく感じるので、地域の良い特性を活かすとか地域を重視したような表現に変更できないか。
- ・財政の均衡性や代表者の資質など色々考えると、緩やかな分権の過程として条文を捉えても良いのでは。
- ・本庁の権限・財源を下ろしていくとなると、その受け皿となる組織については行政主導だけでは出来ないし、また、地域に任せると地域によっては温度差が生じてしまうのではないか。
- ・市長の発言は、今ある市の組織が受け皿になるのではなく、地域が要望し、その要望に対して市が答えていく形のもので、「都市内分権」の組織のあり方になるのではないか。
- ・「市民協働」という表記は、行政スタイルの考え方になるので、議会の立場(二元代表制)からすると少しニュアンスが変わってくると思うので、「市民によるまちづくり～」という表記が良いのでは。
- ・本来は住民自治なので、その地域で協議会などの推進母体を立ち上げ、そこが補助金などを要望し、お金が付いたら使い方の結論を出して、個性あるまちづくりを進めていくというのが、「都市内分権」の形ではないか。
- ・「都市内分権」によるまちづくりとは、地域の自主性・自立性を活かしたまちづくりということではないか。
- ・そこに住む人達が行政に対して何が出来るのか、これが「都市内分権」の基本スタイルであり、その中で解決出来ないことについて、行政の力を借りるというのが本来の姿ではないか。
- ・地域のことは、地域の皆さんが足を踏ん張って頑張っていくという原点が無いと、この「都市内分権」といのは絵に描いた餅になってしまうのでは。
- ・「市民協働によるまちづくりを推進するために～」と大上段に構える必要は無く、地域の課題を解決したり、その地域の満足度を高めていくために「都市内分権」という手段があるということが良いのでは。
- ・「都市内分権」という方向がある、やらなければいけないのであれば、語尾は「推進するものとする」が良いのでは。

【部会としてのご指示】

今日の議論の内容を踏まえながら、特に「市民協働」や冷たく感じる部分の規定等について、再度検討すること。



【条文案(H22.6.9修正版)】

(都市内分権)

第 条 市は、**市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行う**など、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

【修正版における考え方等】

修正については、前回(第8回)の部会にて寄せられましたご意見を踏まえ、まず、「市民協働」という表記が立場によってニュアンスが変わる可能性があるため、誤解を生じさせないためにも「市民協働によるまちづくり～」を「**市民によるまちづくり～**」と表記し、また、「地域のことは地域に関係する住民が考え、責任を持って課題を解決することができる体制づくり～」という部分については、分かり易い(温かい)表現かつ市として地域の自主的・自立的な活動については、**適切に支援していかねばならない**と考え、「**地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行う～**」と表記しました。

また、語尾の規定につきましても、「都市内分権」の実現に向けた取組の推進について、**市の訓示的な義務として規定**しました。下線部分については、事務局として、条文の言い回しの部分で修正をしております。

【修正版における課題等】

「市民参加・まちづくり部会」検討項目条文案 一覧

検討項目 : 市政への住民参画

【条文案(H22.4.19、第7回部会にて確認済)】

(まちづくりへの市民参画)

第 条 市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。

2 市は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

【考え方等】

- ・市政への参画を広い範囲で捉えるため、「市政への住民参画」を「まちづくりへの市民参画」と表記しました。
- ・第1項は、「市民総参画の原則」に基づき、市民のまちづくりに参画する機会を確保することを市の強い義務としました。
- ・第2項は、市民の主体的な参画を促すためにも、市民参画に関する仕組みを整備し、併せてその内容等の周知を図ることを市の訓示的な義務としました。

検討項目 : 協働の推進

【条文案(H22.5.13、第8回部会にて確認済)】

(市民協働の推進)

第 条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

【考え方等】

- ・「大分市市民協働基本指針」を作成しているため、「協働」を「市民協働」と表記しました。
- ・第1項は、まちづくりの取り組みは、関係者が目的と情報を共有して、役割分担を話し合うなどの相互理解と信頼関係の上で行うものと規定しました。ただし、「責務をおわせるものではない」という観点もあるため、市民及び市の努力義務としました。
- ・第2項は、一方的な市民協働にならないように、市民の自主性及び自立性への配慮を市の強い義務としました。

検討項目 : 附属機関等(審議会等)について

【条文案(H22.3.31、第6回部会にて確認済)】

(附属機関等)

第 条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。

2 市は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めるものとする。

【考え方等】

- ・地方自治法での表記の基づき、「付属」を「附属」と表記しました。
- ・第1項は、法的に設置する「附属機関」のほか、市政運営に対する意見交換(聴取)等を行うために懇話会などを必要に応じて設置することを市の訓示的な義務としました。
- ・第2項は、附属機関等の委員は、専門的な知識等を有している者を選任することはもちろんのこと、市政への市民参画の権利を保障する観点から、公募等により市民の幅広い層からも選任することを規定しました。ただし、法的に委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を対象とする場合など、設置された附属機関等の性質によっては公募になじまないことが考えられるため、市の努力義務としました。
- ・第3項は、「附属機関等」の会議の公開については、別の定めによることを市の訓示的な義務としました。

検討項目：住民の意思の表明（パブリックコメント）

【条文案（H22.5.13、第8回部会にて確認済）】

（市民意見の聴取）

第 条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。

【考え方等】

- ・「パブリックコメント」以外の手法を含めるため、「市民意見の聴取」と表記しました。
- ・第1項は、市政運営における重要な政策や計画等の策定に際して、「パブリックコメント手続」の実施を市の強い義務としました。
- ・第2項は、「パブリックコメント手続」により提出された意見について、意思決定の際に考慮することやその意見に対する市の考え方を公表することを市の強い義務としました。なお、「パブリックコメント手続」については、「大分市市民意見公募手続実施要綱」（H17.8.1 施行）（広聴広報課）により実施します。
- ・第3項は、重要な政策等の策定に関する「パブリックコメント手続」以外にも、あらゆる機会を通じて市民意見を聴取する必要があると考え、市政に関する市民意見の聴取について、市の努力義務としました。

検討項目：住民投票

【条文案（H22.5.13、第8回部会にて確認済）】

（住民投票）

第 条 市は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。

【考え方等】

- ・第1項は、住民に重大な影響を及ぼす市政に関する重要な事項について、直接、住民投票により住民の意思を確認することができることを市の訓示的な義務としました。
- ・第2項は、住民投票の結果について尊重することを市の強い義務としました。
（ただし、一般的に「住民投票の結果」について、「法的拘束力は無い」ものとされている。）
- ・第3項は、住民投票の内容（手続き、投票資格要件など）については、その事案ごとに適切に設定すべきと考え、個別設置型の住民投票を市の訓示的な義務としました。

検討項目：情報共有・説明責任

【条文案（H22.5.13、第8回部会にて確認済）】

（情報共有及び説明責任）

第 条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。

2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。

【考 え 方 等】

- ・第1項は、市政に関する情報を、「大分市情報公開条例」に基づくものだけでなく、市報やホームページ、パンフレットなど適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供して、市民との情報の共有を図っていくことを市の強い義務としました。
- ・第2項は、市政運営（市長）は市民から信託されているという観点から、市民に対する説明責任は当然の義務（道義的責任、ただし個人や特定の者の利益等につながる場合は除く）であるため、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明することを市の努力義務としました。
- ・第3項は、市民から寄せられた意見、要望、苦情等に対する対応を市の努力義務としました。

検討項目：都市内分権・地域自治区

【条文案（H22.5.13、第8回部会にて確認済）】（ただし、「都市内分権」については、H22.6.9 修正版）

（都市内分権）

第 条 市は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

（地域コミュニティ）

第 条 市は、それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

2 市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

【考 え 方 等】

<都市内分権>

- ・市民によるまちづくりを推進するためには、地域が一定の権利等を担った上で責任ある地域づくりを行っていくべき、という都市内分権の考え方にに基づき規定しました。ただし、具体的な内容を確定させるためには、市の下ろす権利等や地域の受ける体制などの課題があるため、現時点では、市として都市内分権の必要性を認識し、地域における自主的かつ自立的な活動について、地域特性を活かした（適切な）形での支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組の推進を市の訓示的な義務としました。

<地域コミュニティ>

- ・第1項は、地域コミュニティとの協働により、地域特性を活かしたまちづくりを推進すること市の訓示的な義務としました。
- ・第2項は、地域の課題を解決していくために、地域コミュニティの意向を把握し、必要があれば合意形成を支援することや市政へ反映させることなどを市の弱い努力義務としました。
- ・第3項は、広範囲な課題については、関係者と調整が図られるように支援することを市の訓示的な義務としました。